

美郷の梅酒特区認定

きょう 正式決定 地域ブランド化推進

地域限定で規制を緩和する構造改革特区として、吉野川市の「美郷地区梅酒特区」が認定されることになった。梅酒特区は全国初で、県内の特区認定は四件目。九日に政府が正式決定する。酒税法で年六焼と定められている梅酒の最低酒造量基準が年一焼まで緩和され、中小の事業者でも製造が可能になる。地元関係者は「地域活性化、特産品化につなげたい」と話している。

吉野川市の特区名は「自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区」。県内有数の梅産地・同市美郷地区で造った梅酒を新たなブランドとして確立し、地域経済の活性化を図る。生産現場を消費者が訪問できる環境を整備し、交流人口の増加にもつなげたいとしている。

市は美郷商工会とともに昨年秋、梅酒による特区を国に提案。六月十六日付で市が正式に申請していた。

美郷商工会の河野利英会長は「待ちに待った特区認定であり、うれしいうれしい。全国にPRするチャンスを見逃さず、美郷らしい梅酒を造り出せるよう、生産者と力を合わせたい」と話している。

吉野川市以外の特区は「黒石りんごワイン産業活性化振興特区」（青森県黒石市）、「北広島やまなみ果実酒・どぶろく特区」（広島県北広島町）、「愛南町地域共生型福祉サービス特区」（愛媛県愛南町）など十六件。このうち、和歌山県みなべ町も吉野川市と同じ梅酒特区として認定される。七回目で、今回で全国の特区の認定は今回が十一、特区は累計三十四件。

市は竹前晴夫産業経済部長は「美郷地区では既にさまざまな取り組みをしているが、認定を機に今まで以上にブランド化や観光振興を進めたい」と意気込んでいる。